

在留資格

在留資格「特定活動」(6月)を許可

- ※ 更新不可
- ※ 在留カードの交付対象外

要件

- ①本邦においてデジタルノマド向け「特定活動」を指定されて滞在する滞在期間が1年のうち6か月を超えないこと
- ②査証免除対象である国・地域かつ租税条約締結国・地域等の国籍等を有している者であること
- ③申請の時点で、申請人個人の年収が1,000万円以上であること
- ④死亡、負傷及び疾病に係る海外旅行傷害保険等の医療保険に加入していること(滞在予定期間をカバーするもの)
 - ※ 傷害疾病への治療費用補償額は1,000万円以上が必要

配偶者・子について

デジタルノマド本人の扶養を受ける配偶者と子は、在留資格「特定活動」が許可され、帯同可能

- ※ 帯同する配偶者・子について、要件②(査証免除対象である国・地域の国籍等に限る)・④を満たしていることが必要
- ※ 帯同する配偶者・子の資格外活動は原則認めない

活動内容

- ・外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する活動

又は

- ・外国にある者に対し、情報通信技術を用いて役務を有償で提供し、若しくは物品等を販売等する活動

- ※ 活動内容について、本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除く
- ※ 本邦の公私の機関との雇用契約等に基づく就労活動は不可
- ※ デジタルノマド本人の資格外活動は原則認めない